

中原区民祭実行委員会補助金交付要綱

14川中総第251号

平成14年6月25日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、区民の参加によって伝統芸能、地域文化等区民が集い楽しむ催しを実施する中原区民祭（以下「区民祭」という。）を主催する、中原区民祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内で中原区民祭実行委員会補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域を活性化し、区民の連帯感を育むことを目的とする。

2 この要綱は、前項の目的を達成するため、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）に基づき実施する補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(補助の対象)

第2条 この要綱に定める補助の対象は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 区民祭の周知を図るために要する事業
- (2) 会場の設営、運営に要する事業
- (3) その他、区民祭の実施に係る諸事業

(交付申請)

第3条 実行委員会委員長は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者氏名
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の経費の配分及び使用方法、補助事業の完了の予定日、その他補助事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする事業の内容、各事業費及び補助金の額
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 区民祭の実施計画に関する事項
- (2) 区民祭の実施に係る収支予算に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(補助金の交付決定、通知及び交付時期)

第4条 市長は、申請に対する必要な審査を行い、交付を決定したときは、実行委員会委員長に通知するとともに、事業の実施に配慮し適当な時期に補助金を一括で概算払いにより交付するものとする。

2 市長は、前項の補助決定に当たり必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第5条 実行委員会委員長は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができる。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の使用の内容が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条各号に規定する暴力団等の活動を助長し、又は運営に資する恐れがあると認められる場合。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付したその他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (5) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第8条 実行委員会委員長は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、次に掲げる事項を記載した報告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

なお補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も同様とする。

- (1) 区民祭事業報告
- (2) 区民祭収支決算報告
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 実行委員会は、収支計算により剰余金が生じた場合は、補助金との差額を返還するものとする。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、補助金の額の確定及び交付の決定の取消しに伴う補助金の返還を命ずる場合を除き、交付した額をもって補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の額の確定に関する通知を省略することができる。

(書類等の整備)

第10条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、実行委員会に対し、前項の書類の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、中原区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。